



阿蘇市議会だより

あさひ

新春の陽光に輝く
阿蘇神社拝殿

第63号
2022年2月発行

- 令和3年第4回阿蘇市議会定例会報告 P2～P5
- 総務常任委員長報告 P6～P7
- 文教厚生常任委員長報告 P8～P9
- 経済建設常任委員長報告 P10～P11
- 市政を問う P12～P16
- 議会活性化特別委員会最終報告 P17
- 阿蘇市議会基本条例 P18～P19
- 阿蘇市議会活動状況 P20

目次



過去の「あさひ」もご覧いただけます
(通信料が発生します)

阿蘇市議会

検索

令和3年第4回阿蘇市議会定例会報告

議員定数2議席削減し18議席に
条例改正案を可決！ 次回選挙から適用



阿蘇市 議会基本条例を制定

令和4年1月1日から施行（18ページ以降に条文掲載）

令和3年第4回阿蘇市議会定例会を、11月26日から12月14日までの19日間開催し、報告2件、承認1件、条例10件、予算6件、その他2件、計21件を審議しました。

条例審議（主なもの）

議案第74号 阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

可決

市長等の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものです。善意でかつ重大な過失がないとき、賠償の責任を負う額から基準給与年額に次の数を掛けた額を引いた額が免れることとなります。

- (1) 6…市長
- (2) 4…副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員
- (3) 2…農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は地方公営企業の管理者
- (4) 1…(2)に掲げる職員以外の職員

議案第75号 阿蘇市部設置条例等の一部改正について

可決

令和4年4月1日に阿蘇市の組織を再編することに伴い関係条例の一部を改正するものです。

主な再編内容

- 「ほけん課」が、「ほけん課」と「健康増進課」に分かれます。
- 「政策防災課」が「防災情報課」に変わります。
- 「財政課」が「企画財政課」に変わります。
- 「水道課」が「上下水道課」に変わります。

議案第79号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について

可決

当施設の利用促進を図るための条例改正です。

主な改正点

- 交流館の使用時間を、宿泊の場合は15時から翌日10時まで、研修及び会議等の場合は9時から22時までとする。
- 宿泊等の利用料を改正、追加する。

発委第2号 阿蘇市議会基本条例の制定について

可決

「阿蘇市議会基本条例」（18～19ページに掲載）を制定する議案です。

この条例は、前文において、地方自治を取り巻く環境と「議会基本条例」の必要性を謳い、9章26条の条文からなっています。議会活性化特別委員会において、県内の基本条例を制定した市町村の条文を参考に、阿蘇市の発展に必要と思われる項目を付け加え、原案を作成。憲法や地方自治法、市町村議定会発行の資料や再度市町村の条文を調査しながら、その整合性や妥当性を繰り返し審議し、本市の実情を踏まえた内容にしたものです。

発議第1号

阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(次期改選時から、議員定数を現行の20人から4人減の16人とする議案)



改正理由 定数については、前回の市議会議員選挙が無投票であったことを踏まえ、議会活性化特別委員会における調査及び審議により削減の方向性が示された。また、人口規模が阿蘇市に近い上天草市や水俣市も、定数16人で適確な運営をされている。さらに、昨今の高齢化と人口減少に加え、増大する社会保障費等に対応できる財源確保が将来に向けての大きな課題となる中、議会運営の確固たる維持と市民からの負託に応えるためには、16人にすべきと考える。

発議第2号

阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(次期改選時から、議員定数を現行の20人から2人減の18人とする議案)



改正理由 戦後民主主義の成果である地方議会は、一定の議員数を確保し民主主義を担保すべき立場にある。当市議会においては、合併時の44人から大幅に削減し、現在20人となっているが、更なる人口減少に伴い経費削減が必要な状況にある。反面、市議会は、住民の声を万遍なく市政に届けるためには、議員不在地区を急激に増やすべきではない。更に、効率よく円滑な委員会運営を維持するためには3委員会各6人体制が最良の選択であると思われ、18人にすべきと考える。

令和3年度 一般会計補正予算

予算総額182億2,462万円を可決

第8号補正… 3回目の新型コロナウイルスワクチン接種を行うための予算を計上。

第9号補正… 歳入で国庫補助金として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、子育て世帯への臨時特別給付金等を計上。歳出では、波野地区福祉バス購入費や市独自の子育て支援給付金等を計上。

項目	第8号補正 11月2日専決分	第9号補正 11月26日提出分	補正後の額
議会費		旅費減額 ほか △227万円	1億3,924万円
総務費		波野地区福祉バス購入費 ほか 2,368万円	21億1,017万円
民生費		子育て世帯への臨時特別給付金 ほか 2億9,920万円	63億9,651万円
衛生費	新型コロナワクチン 接種費 1億8,963万円	一の宮保健センター改修工事費 ほか 918万円	20億3,585万円
農林水産業費		攻めの園芸生産対策事業費補助金 ほか 2,691万円	15億5,554万円
商工費		地域振興緊急対策事業補助金減額 ほか △5,195万円	9億910万円
土木費		橋梁維持工事費(道路メンテナンス) ほか 1,478万円	10億9,870万円
消防費		避難所等備品購入費 ほか 588万円	6億2,828万円
教育費		小・中学校光熱水費 ほか 212万円	10億9,292万円
災害復旧費		農地等災害復旧工事費 ほか 900万円	2億1,047万円
公債費			19億7,673万円
予備費		105万円	7,112万円
合計	1億8,963万円	3億3,758万円	182億2,462万円

※ 四捨五入により合計が一致しないことがあります

一の宮保健センター改修工事費 389万4千円



子育て世帯への臨時特別給付金 1億8千万円

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金
(10万円一括給付)のご案内(国給付金)

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します!

はじめに・・・申請は必要ですか?
阿蘇市から児童手当を受給している方については原則、「フッシュ型」による支給を行いますので、改めての申請は不要です。
※希望しない場合は、12月22日までに届出書を返送するか、窓口まで持参してください。

1. うちの子は、対象になるの?(対象児童)
次に記載する児童が対象になります。
①令和3年2月分の児童手当(本給付)支給対象となる児童
②2月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童
(保護者の所得が児童手当(本給付)の支給対象となる金額と同様未満の場合)
③令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童(新生児)
※児童手当の特例給付支給対象児童は、対象外です。

令和3年第4回阿蘇市議会定例会審議結果

議案等番号	件名	審議結果
報告第11号	専決処分の報告について	報告
承認第13号	専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第8号)について	承認
議案第74号	阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について	原案可決
議案第75号	阿蘇市部設置条例等の一部改正について	原案可決
議案第76号	阿蘇市監査委員に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第77号	阿蘇市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第78号	阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第79号	阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について	原案可決
議案第80号	令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第9号)について	原案可決
議案第81号	令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第82号	令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第83号	令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	原案可決
議案第84号	令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第85号	令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第86号	公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」)	原案可決
議案第87号	公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇中央公園)	原案可決
陳情第1号	所得税法第56条の廃止を求める陳情書	不採択
—	議会活性化に関する件(議会活性化特別委員会最終報告)17ページをご覧ください。	報告

《追加議案(令和3年12月10日上程)》

議案等番号	件名	審議結果
発委第2号	阿蘇市議会基本条例の制定について	原案可決
発議第1号	阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について(議員定数を20人から16人に改正する議案)	原案否決

《追加議案(令和3年12月14日上程)》

議案等番号	件名	審議結果
発議第2号	阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について(議員定数を20人から18人に改正する議案)	原案可決

意見の分かれた議案等の賛否表

○：賛成 ●：反対 議：議長

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
氏名	佐藤	佐藤	児玉	甲斐純	立石	竹原	岩下	谷崎	園田	菅	市原	森元	大倉	田中	五嶋	藏原	古木	田中	河崎	湯淺
議案	和宏	菊男	正孝	一郎	昭夫	祐一	礼治	利浩	浩文	敏徳	正	秀一	幸也	弘子	義行	博敏	孝宏	則次	徳雄	正司
議案第74号	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	議
発議第1号	○	○	○	●	●	●	●	●	○	○	●	●	●	○	○	○	●	○	●	議
発議第2号	●	●	●	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	●	●	○	●	○	議

主な討論内容

議案第74号 阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

反対討論▶▶ なぜこのタイミングでこの議案を出すのかということです。委員長報告にもありましたように、今回の畜産クラスターの裁判後で問題提起が起きている中で、住民への事前説明など、十分な討論を踏まえた上で出すべきだと思います。市長や職員は行動や印鑑を押したことに責任を持つべきであり、公正な判断をしなければならないと思います。阿蘇市にこのような条例が必要か、市に非があってもこの条例で守ってもらうという考えが見えてきます。公人として責任ある仕事をするのが当然のことだと思いますし、賠償責任もあると思われれます。市政の怠慢にも繋がり兼ねないこのような条例には反対します。

発議第1号 阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について (議員定数を20人から16人に改正する議案)

反対討論▶▶ 議会活性化委員会で定数を減らす提言がっておりますので、定数減には賛同いたしますが、いきなり4議席も削減をする必要はないというふうに考えておりますので、本議案には反対であります。その理由として、阿蘇市は人口は少ないが、面積が非常に広いということ。そしてその中で、やはり議員の居ない地区がそろそろ出てきているため、余りにも4議席減らすということは無謀ではないかというふうに考えております。今回は2議席の減でいいのではないかと考えておりますので、反対します。それからもう一点、今、常任委員会は3つの委員会で構成をされております。これを16人にした場合、1委員会当たりの人数があまりにも減少してしまうので、18人であれば1委員会に6人ということで、適切な人数ではないかと考えておりますので、以上の点から今回の議案には反対します。

賛成討論▶▶ 今年、令和3年8月の全国の市議会議長会の調査結果によると、5万人未満の市議会議員の実数平均は16.8人となっています。県内を見ても阿蘇市より人口の少ない水俣市であっても定数は16、ほぼ同じの上天草市においても16であります。しっかりと議会の運営もなされております。これから先、必ず訪れるであろう人口減少の波とそれに伴う市の財政面を見ましても、この度の新型コロナウイルス感染症による影響も否めないのではないかと考えております。全国市長会の調査の結果や県内市議会の状況を十分に踏まえると16人が妥当であり、これは多くの市民の方々が必ず納得されるものであると考えております。また、次期改選時の定数が18人になっても、前回改選時と同じく無投票になり得る可能性が全くないとは考えられないと思います。市民の負託に応える意味においても、全ての条件を勘案し、今後に希望が持てる阿蘇市を目指す上では4人減の16人が妥当であると私は考えております。その上で、発議第1号に賛成します。

発議第2号 阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について (議員定数を20人から18人に改正する議案)

反対討論▶▶ 12月10日に議員定数が4人減となる16人を定数とした議員発議をさせていただきましたが、惜しくも結果は9対10(4ページ賛否表参照)ということで否決をされました。その際の反対討論に、阿蘇市の面積の問題で議員が不在となる地域が出てくる。また、委員会構成に対して支障を来すなどの発言がなされました。現在、阿蘇市の現状としても、西部地域には議員の方はおられません。他の地域の議員がカバーをして、インフラ整備なども含めた行政業務などに関し、大きな問題が発生したなどの意見は聞いておりません。また、委員会構成については、阿蘇市と人口規模、また財政規模等も近い上天草市においても委員会構成は同じく3つであり、5人ずつの議員で構成をされております。私はたとえ委員数が少数であっても、少数精鋭、切磋琢磨しながら調査・研究に精一杯取り組む議員でありたいと思っています。何よりも前回無投票という現状を目の当たりにした市民の方々の声にしっかりと耳を傾けていただきたいと思っています。私は16人が妥当であるという気持ちは変わりません。よって、現段階では定数18人案には反対します。

賛成討論▶▶ 住民の皆さんの意見を反映できる環境を著しく損なわないように、そして常任委員会を円滑に運営できる体制を考慮するという立場から、18人が妥当だということで賛成します。

総務常任委員長報告

委員長 田中弘子

総務常任委員会に付託された案件の主な審議内容です。

議案第74号 「阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」

委員 本条例の適用は『善意でかつ重大な過失がないとき』と規定されているが、重大な過失となる場合の判断は。

総務課長 個人に賠償を求める裁判に至った中で、その判決によって重大な過失があると結論付けられるかどうかだと考えます。

委員 批判的にみた場合、畜産クラスター裁判があったからこの条例を上程したのではないかと受け取られかねない。阿蘇地域全市町村が12月の定例会に同様の提案をしているのか。

総務課長 県内では、12の自治体等が9月までに本条例の制定に至っている状況のなか、阿蘇地域各町村においても、12月定例会への上程が進

企業会計となり、令和5年度までに公営企業会計の適用となる下水道事業会計と水道事業会計の二つになります。

議案第77号 「阿蘇市手数料条例の一部改正について」

委員 火薬類の譲渡しや譲受けに対する審査手数料は、『1件につき』として手数料の額が定められているが、1件の基準は。

総務課長 譲渡しや譲受けをする際の申請に対する手数料であるため、種類や量にかかわらず、その申請ごとに1件としています。

議案第80号 「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第9号)について」

委員 波野地区福祉バスについて、多いときで一便あたりどのくらいの利用があるのか。

波野支所長 新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県リスクレベルの引き下げに伴い、10月5日から本格的な運行を再開し、10月は14日間運行した中で、5人以上乗車された



購入予定の波野地区福祉バス (イメージ)

日が8日間、うち、6人以上の日は3日間ありました。

委員 原油価格が高騰しているが、今回購入予定の車両はガソリン車になるのか。また、降雪への対応としてスタッドレスタイヤなどの準備は。

波野支所長 送迎用の10人乗り車両はガソリン車しかありません。四輪駆動車を予定していますが、併せてスタッドレスタイヤも購入予定です。

総務課所管分

委員 定年延長については、何年延長になるのか。これは国から示されるのか。

総務課長補佐 今回、国が65歳まで定年延長を行うことに合わせて地方公務員法が改正され、本年6月に公布、令和5年4月1日に施行となっています。この改正では、職員の退職年齢を段階的に引き上げる改正がなされ、60歳になった時点で再任用にするかそのまま定年延長にするかを選択できるようになっています。

財政課所管分

委員 火災焼失した市有林10ヘクタール分に対する森林保険金として、約2千万円が計上されているが、この掛金などの説明を。

財政課長 この保険は、森林保険法等に基づくセーフティネットとして森林組合が窓口となり阿蘇市が加入しているものです。保険料については植林をする際に10年分を掛けていますが、今回焼失した分の掛金は約60万円です。

政策防災課所管分

委員 災害時の備蓄品について、使用期限が過ぎた場合には、どのように処分などするのか。

政策防災課長 備蓄食料については、ここ2、3か月以内に賞味期限を迎えるものではありませんが、期限が近づ

いたものについては、社会福祉協議会のボランティアセンターが主催する防災イベントにサンプル品として提供するなど、様々な防災関連事業に活用できないか検討しているところです。

議会議務局所管分

委員 新型コロナウイルスの影響から議員研修旅費を減額したが、今後

のコロナの状況もどうなるのかわからないため、オンラインでの研修などを実施してはどうか。

議会議務局長 議員の皆さまにお諮りしながら検討していきます。

陳情第1号「所得税法第56条の廃止を求める陳情書」

税務課長 所得税法第56条では「家族の給与等は経費として算入しない」とありますが、次の第57条により、特例として白色申告、青色申告ともに経費として算入することが認められています。所得税につきましても、納税者が所得税法に従い、白色申告又は青色申告のどちらかを自ら選択する申告納税制度となっております。国は青色申告を推奨しています。

委員 本件は、「法第56条の廃止を求める陳情書」とあるが、廃止すると所得税法全体が歪められ適正な税務が行えなくなると思う。第56条の廃止よりも第57条の金額を上げる改正のほうが適当ではないか。また、「働く実態は同じでも申告方法の選択で差別するな」とあるが、事業主にとって有利な申告方法を選ぶことは差別ではないため、不採択でいいのではないか。

以上のような審査をした結果、陳情第一号は不採択すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。



災害時備蓄品

文教厚生常任委員長報告

文教厚生常任委員会に付託された案件の主な審議内容です。

委員長 森元 秀一

議案第78号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」

委員 健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認める場合は3万円を上限に加算するとあるが、詳細な説明を。

ほけん課長 第36条は、産科医療補償制度加入機関で出産する場合に限り、3万円を超えない範囲で出産育児一時金に保険者が定める額を加算できる規定です。

なお、産科医療補償制度とは、出産時に重度の脳性麻痺になった場合の補償制度です。このたび、その制度への掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられますので、この1万2千円を加算して支給することになります。

議案第80号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第9号)について」

教育課所管分

委員 小中学校の光熱水費が増加したとの説明を受けたが、子どもたちが生きていくための道徳的なことを考えれば、教育の一環として、節電に対する意識向上のためにも、教室の照明やエアコンを小まめに消すなど、学校長の会議等で提案したらどうか。

教育課長 4月当初から、各学校に対して節電、節水等に関連するものには、当課で作成したマニュアル等に沿って取り組んでいただくよう周知しています。新しい施設では、トイレなど自動的に電源が切れる装置も取り入れ、また、冷暖房につきましてもマニュアル等に沿った温度設定に取り組むなど、子どもたちに十分理解を求めながら学校を挙げて節電等に取り組んでいます。

委員 小学生の新入学児童祝金として5千円支給しているが、他に新入

生に対して何か補助しているのか。

教育課学務係長 小学校に入る際に身に着ける防犯ブザーや黄色の帽子など、安全協会や警察等も含め、民間企業等から支援をいただいております。

委員 熊本県内でも児童に対してランドセルを支給する自治体がある。財政が厳しいのはわかっているが、将来を担う子どもたちへの支援を手厚くしなければ阿蘇市自体が衰退してしまう。子どもたちに対しての支援を真剣に検討してほしい。

福祉課所管分

委員 児童運営費の備品購入費の午睡ベッド1千万円については、何台購入を予定しているのか。

福祉課子育て支援係長 市内の公立保育園、私立保育園及び認定子ども園の全14園で約千台を予定しています。

委員 保護者の週末の布団の持ち帰りが軽減されるということだが、ベッド導入になれば、敷布団はいらなくなるのか。そのあたりの詳しい説明を。

福祉課長 園によって若干変わります。冬場は、床暖房であれば、敷布団はいらないうちかもしれません。午睡ベッドはメッシュ状のシートとなっていることから、園によっては敷布団を持ってきてもらう形になるかもしれません。また夏場は、おそらくタオルケットだけの持ち帰りで済むと思います。今後、状況等を見据えながら各園に判断していただこうと思っております。

委員 役犬原児童館改修工事を行うとのことだが、使用目的は決まっているのか。

福祉課子育て支援係長 教育・交流



午睡ベッド (イメージ)

の場合として利用可能な状態に復旧した後は、地元の和太鼓活動や、子どもたちに関連した各種会議、研修等の利用を予定しています。

福祉課長 ファミリーサポート事業の預かりの場や子どもたちが集って利用できるような場所にしたいと考えています。



役犬原児童館

議案第82号 「令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」

委員 国民健康保険システム改修業

務委託料の減額について、高額な予算が見送りになっている。国がシステムを構築することは知らなかったのか。国や県を含めた連携ができていないのではないか。

ほけん課長 熊本県内ほとんどの市町村がこのシステム改修の準備を進めていましたが、今年度途中に国から令和7年度末に共同システムを構築するとの情報が出たため、他の市町村の動向も踏まえた上で見送ることとしたものです。

議案第85号 「令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算(第3号)について」

委員 院内保育所について、収容人数や保育士の規模はどのくらいか。詳しい説明を。

医療センター事務部長 離職防止ということで、病院職員の医師、看護師を対象としています。収容人数はスペースを考えた場合、10名が上限となり、保育士の確保は、それに対して3名を計画しています。

委員 現在、対象となる方は何名いるのか。

医療センター事務部長 昨年、産休に入られた看護師が多い時で17名いましたが、既に希望されている方が2、3名おられ、来週には保育所の説明会を行いますのでもう少し増えると思います。

委員 新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業費補助金の後期分や来年以降の見通しはどうなっているのか。

医療センター事務部長 12月分までは、今まで通りの補助金要綱で交付されると思いますが、年明けの1月分からは、病床単価の減額など補助金の内容が若干変更されるとの情報があります。



これまでの病児・病後児保育室

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。



新たに設置される院内保育所兼病児・病後児保育所

経済建設常任委員長報告

経済建設常任委員会に付託された案件の主な審議内容です。

委員長 五嶋 義行

議案第79号 「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」

委員 本施設は指定管理者を募集したところ応募がなく、現在は直営での運営となっているが、今後の管理運営の方向性についてどのように考えているか。

観光課長 今年の夏、企業に向けたサウンディング調査（対話型市場調査）を実施し、施設の活用法について様々な提案を受けています。また地域の区長会からも意見をいただいておりますので、これらを整理し、時期を見て管理者の募集を改めて行う予定です。

委員 時代に合わなくなった市内施設の整理も進んでいる。宿泊客などの利用者呼び込みのため、多額の経費をかけて改修等を行い事業を継続するより、違う使い方も視野に入れて検討するべきでは。

経済部長 今回、新たにオートキャンプの利用料等も条例に加えていますが、今後も多様な利用方法について検討したいと思います。



阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館

議案第80号 「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第9号)について」

住環境課所管分

委員 住宅管理費の修繕料が1千万円の増額補正となっているが、修繕を行う団地とその内容は。

住環境課住宅係長 対象の団地は特定しておらず、広範囲に対応します。老朽化により多くの修繕依頼がありますので、昨年度の実績と同程度程度の支出を見込み増額しました。修繕の内容としては、水漏れ、雨漏り等の要望への対応が多くなっています。

農政課所管分

委員 畜産振興費に臭気対策用機材を購入するための予算が計上されているが、畜産臭気対策の実証実験を含む事業の効果と今後の見通しは。また、改善の余地はあるのか。

農政課長 畜産臭気対策として本年4月から乾燥黄土（リモナイト）を餌に混ぜて給餌する実証実験を行っており、臭気モニターの方々の観測により、臭いを抑える一定の効果があることが判明しています。さらに、今回計上した予算により噴霧器を購入し、次亜塩素酸水を畜産施設内に



乾燥黄土（リモナイト）
株式会社日本リモナイトカタログより

散布することで悪臭物質のアンモニアを分解する取組も実証的に行っていく計画です。これらはいくまで軽減策であり、臭いを全くなくすることはかなり難しいため、畜産農家と地域の住民の方々が互いに共生できるような理解の醸成に努めていきます。

委員 林業振興費で有害鳥獣対策関係の予算が補正されているが、大分県境での有害鳥獣対策については進展が見えない。地元では野菜関係の被害も出ており深刻な問題となっている。電気牧柵の補助もあるが大規模な農家では相当な自己負担が必要となるため設置ができていない。

により成獣を捕獲するのが最も効果的であると考えるが。

農政課長 竹田市駆除隊とは交流協議を行っていますが、個体を減少させる取組にはつながっていません。しかし、竹田市では有害鳥獣が潜む場となる耕作放棄地を解消する取組が行われていますので、阿蘇市でも地域ぐるみでの対策について理解していただけるよう、成獣の捕獲と並行して講習会等の啓発活動も行っていきたいと思えます。

まちづくり課所管分

委員 商工振興費で営業時間短縮要請協力金市負担金が減額補正されているが、社会問題となっているこの協力金の不正受給が、阿蘇市において発生していないか。不正を見破れず支給が行われると、協力金そのものに対する信頼が失われるが。

まちづくり課長 県からは違法な事例についての情報は入っていません。また、県阿蘇地域振興局、保健所、まちづくり課で、時短中に一の宮と内牧方面の視察調査を行いました。申請された事業者は夜8時に店を閉めておられる状況でした。

観光課所管分

委員 観光振興費で宿泊施設等事業継続支援金などの補正が計上されているが、阿蘇市の基幹産業を新型コロナウイルスから守っていくためにも、もうしばらく支援策を継続していくべきと考えます。新型コロナウイルスの影響により廃業や倒産に追い込まれた事例は把握しているか。

観光課長 観光施設での廃業や倒産はありません。支援継続に努めます。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

赤水西団地建設工事及び広域農道整備工事の進捗状況等を視察しました



工事中の市営住宅赤水西団地

経済建設常任委員会は、12月2日、令和3年第3回（9月）定例会において可決された赤水西団地建設工事の請負契約の変更に係る内容について、改めて現地に出向き、住環境課及び設計業者、施工業者からの説明を受け、安易に設計変更が行われるべきではない事などについて意見を交換しました。

また、農政課から、同地区で整備が進められている阿蘇中部地区広域農道整備工事の概要と、工期が延長されること等の説明を受け、現場の状況を確認しました。



工事中の阿蘇中部地区広域農道

TSMC進出に伴う阿蘇市の活性化策は



五嶋 義行

五嶋 企業時価総額60兆円の大企業、TSMCの半導体受託製造工場が車帰インターチェンジからおよそ15分の所にできる。国、県も対応に追われる中、阿蘇市の対応は。

山本政策防災課長

令和6年から稼働を見据えて、移住・定住、子育て、観光、農業など、あらゆる分野でのアプローチと交流人口の拡大を推し進めるべく、11月29日にプロジェクト準備委員会を発足しました。年内には県企業立地課へと出向き、情報収集に当たり、令和4年1月中旬にプロジェクトチーム設置を目指します。

五嶋 観光課の対応は。

秦観光課長

熊本地震以降、台湾からの入客を特に強化した結果、県内トップクラスの宿泊数を数え、サイクリング王国の台湾から多くのサイクリストを迎える体制もほぼ整っています。また、TSMCと関連企業の社員、ご家族の方々の休日、どっぷり阿蘇に浸っていたり、様々な計画を考えたいと思います。

五嶋 担当課としても今から検討することのだが、最後に市長の意見を伺いたい。

佐藤市長 期待は大変膨らみますが、今度は自治体に対して負担が求められてきます。いかに効率的な連携ができるか、まさに阿蘇が持つ魅力を深くその会社に提案できるかが一番であります。

広域農道について

五嶋 令和3年度に事業完了予定の広域農道整備（赤水地区）が、令和4年度にずれ込むが。

佐伯農政課長

路床部が想定以上に軟弱で、設計変更等を含め、改良工事に不測の日数を要したことから、令和4年の秋口完了予定となっております。



二重峠トンネル付近

不登校児童・生徒の現状と対策は



園田 浩文

園田 現在の阿蘇市内小中学生の不登校の現状は。

藤井教育課長

不登校は、病気等の理由以外で年間30日を超えて休んだ場合に計上されます。本年11月時点で小学生が7名、中学生が30名で、昨年に比べると増加傾向です。

園田 不登校の要因と対策は。

教育課長

家庭環境問題で無気力になる場合が一番多く、次いで学業、人間関係の順となっております。対策として令和元年から「阿蘇市不登校対策委員会」を設置し、「未然防止推進部会」及び「解消対策部会」において、解消に向けた取組を進めています。

TSMC県内進出「千載一遇のチャンス」。本腰を入れた検討を

園田

TSMCに関連する企業やその家族等人口は相当の数になると思われる。阿蘇市も通勤圏内、生活圏内となるが阿蘇市全体を含めた施策の検討を。

和田副市長 企業進出への取組として阿蘇市は阿蘇らしいものを提供して、近隣市町村との競争の中で勝ち取るのではなく、メニューを揃えて選んでいただくようなアプローチを考えています。

高木総務部長 情報収集を進め、「選ばれるまち」を念頭に、しっかりとした態勢づくりに取り組みます。

国直轄砂防事業の進捗と市道復旧について

園田 砂防事業の現状は。

中本建設課長

令和4年完成が花原川1、西湯浦川1、上の小屋川2、盤名木川です。現在詳細設計中が湯浦川2（琴川上流）、湯浦川5（南宮原）となっております。

園田 舗装などのインフラ補修の対応は。

藤田土木部長

阿蘇市と国交省との間で「直轄砂防中九推進班」があり、緊密に連携をとります。



工事が進む西湯浦川1砂防工事

スマート農業推進の取組は

坂梨保育園移転工事の経過と今後は



児玉 正孝

児玉 農業には「耕種農業」と「畜産農業」があり、米農家であれば高齢化による経営規模の縮小、担い手不足、米価の変動による収入減など、厳しいものがある。稲作、施設園芸、農業者が工夫を凝らし生産効率の向上や労働負担の低減、省力化を目指してICTやAIを導入しようとする経営体があるが導入実績は、**佐伯農政課長** 農業従事者の高齢化や担い手不足解消の糸口として期待をしている事業です。土地利用型では防除用ドローン、施設園芸ではイチゴのハウス内環境抑制や自動選別パック詰めロボットの実証が行われており、畜産では自動給餌器等の導入がなされています。

児玉 農業次世代人材投資事業により新規就農する人は稼げる農業を目指して施設園芸に取り組んでいる。阿蘇谷の水田を後世にいかに残していくかが肝要と思うが、稲作についてのスマート農業への支援は。

農政課長 土地利用型農業では大型農機を主に使いますが、自動操舵



GNSS を利用した基地局と誤差数センチの作業実現

システムを活用しても衛星のみでは作業の誤差が出ますので、国の事業を活用して誤差を補正する基地局の設置など、普及促進になるような取組を今後進めたいと考えています。

児玉 作業の効率化のために機械は大型化しているが、圃場の区画拡大と収益性向上には土地条件を良くし、米、麦、大豆といった栽培が出来るよう暗渠排水事業をセットした事業支援が必要ではないのか。

農政課長 現在、更新基盤整備事業で水路の布設替え等を実施しており、セットのできる分については今後検討していきます。

阿部経済部長 今後スマート農業がその経営体の後押しになってくるかと期待しています。



市原 正

市原 現在着工している坂梨保育園移転工事では、計画の段階で所管の福祉課は、区長、財産管理委員長、公民館長、地元議員を交えての説明会や、保護者会への説明会を開催し地域からの要望を聞いたが、実際の計画にどの様に取り入れたのか。

松岡福祉課長 今回の坂梨保育園移転は閉校した小学校の跡地校舎を活用することから、やはり地域に今まで根差し愛されてきた小学校を尊重することに配慮した設計をと要望され、具体的にはあくまでも保育園の安全性や利便性を第一優先に、昔からのなごりある石段や敷地内の史跡を残し、表向きの看板は、内向きにし、前庭にあずまやを建設し公園化する設計にしました。

市原 地元の要望を設計に取り入れる今回の福祉課の事業の進め方を私は高く評価する。

ところで、公共工事の追加工事が9月議会で問題視された、追加工事はあるのか。

福祉課長 旧校舎を活用するにあ

たり、隠れた部分の劣化は解体しないと分からないため心配しましたが、解体を終えかなり良好でしたので、今のところ追加工事等は予定していません。

今後の保育行政は

市原 新生児の出生数が減少する中で、今後の保育行政は、公立と私立の保育施設の今後の方向性は。

宮崎市民部長 出生数は減少傾向にありますが、国の基準もあり、安全な保育環境が最重要でありますので、現時点では、今の保育体制を、継続したいと考えています。



坂梨保育園移転工事の現場

今後の宅地開発計画について問う



森元 秀一

森元 市営住宅の整備状況は。

加藤住環境課長 市営住宅の戸数

としては合計708戸となります。

加えて現在建設中の赤水西住宅が2

棟21戸、今年度中には完成予定です。

森元 住宅内の空き室周辺の、除

草等の環境整備はどのようになっ

ているのか。

住環境課長

入居者に管理してい

ただくのが基本ですが、空き室の周

辺とか、また入居者で対応が困難な

場所については業者に委託したり、

市で対応しています。また、一部は

地域の方々のご協力により除草など

行っていたいただいているところもあ

ります。

森元

地域によって若い住民が増

えているところがあり、まちづくり

の一環として公園が必要だという声

を聞く。宅地開発を進める地域に

とって必要不可欠だと思うが。

住環境課長

地域において公園は、憩いの場、コミュニケーションの場、遊びの場、運動の場、また避難所など様々な機能を有していると思いま

すので、地域における生活環境として非常に重要であると認識しているところではあります。今後公園整備についてはその目的などに応じて関係課連携して検討していきたいと考えています。

乗合タクシーの弾力的な運行を

森元 古神2区、3区で利便性の

高い乗合タクシーの運行を。

山本政策防災課長 古神2区、3

区については、路線バスと乗合タク

シーとの境が分かりづらい区域にな

ります。実情に合わせて、より効果

的な内容を検討していきます。

他に、「ヤングケアラーの取組に

ついて」、「役所内にお悔みコー

ナーの設置を」の質問がありました。



田中 則次

田中 市には様々な遊休地、また

遊休施設がある。今回は旧畜産農業

協同組合跡地に特化して尋ねる。まず、

現状をどのように把握しているか。

廣瀬財政課長 九州北部豪雨災害、

熊本地震の際の災害廃棄物仮置場と

して緊急的に利用してきましたが、

その後、敷地面積が広大であること

もあり、管理が行き届いていない状

況です。

田中 以前、土地開発公社におい

て、芝生の広場を施工していただい

た後は、現状の通り。今後、企業誘

致等を含めた計画はあるか。

財政課長 相次ぐ災害により、や

むを得ず緊急かつ優先的に活用して

きましたので、利用計画は進んでお

りません

田中 ここ数年宮地地区において

は、異臭問題、畜舎問題等ネガテイ

ブな話が多かった。そうした中でも

住宅、人口ともこの地域は増加し、

公道を散歩されている方も多し。畜

協跡地に遊具を備えた公園を整備し、

進入路及び雑木等の整備を行うなど、

遊休市有地の環境保全を含めた 利活用について問う

環境保全に向けた計画ができないか。
財政課長 人口の増加に伴い交流の場が必要という点は理解しています。今後の財政状況、社会経済情勢を見ながら、有事の際に活用できるスペースとして、簡単な公園化も視野に検討していきたいと思えます。

田中 畜協跡地に特化して質問し

てきたが、ほかに様々な土地、施設

がある。行政としてプロジェクト

チームで積極的な活用の方角性は見

出せないか。

財政課長 引き続き、庁内の検討

委員会において議論を進めていきたく

と思います。

他に「工事変更に対する行政の考

え方について」の質問がありました。



旧畜協跡地の現況

ひのくに会館跡地利用は



菅 敏 徳

菅

ひのくに会館跡地利用の案として、建物を解体造成・分譲するなど、移住・定住促進に向けた環境整備を行うことはできないか。人口減少を抑え地域も活性化すると考える。宅地化を進めることで、一つの小さな街が生まれるのではないか。

荒木まちづくり課長

内牧の中心部であり、住宅がいいのか、商業施設がいいのか、様々な観点から検討し、民間資金が入るような形、すなわちPFI関係も検討していくべきと考えております。

菅

旧阿蘇町も過疎地域に指定され、過疎対策事業債を活用するための条件などがあるのか。

廣瀬財政課長

過疎対策事業債は国の配分額も限られており、阿蘇市過疎地域持続的発展計画に位置づけられていることなど、様々な要件がありますので、個別事案ごとに適性を判断することになります。

菅

ひのくに会館に特化した、地域住民の代表者を交えた検討委員会を立ち上げてはどうか。



ひのくに会館周辺

山本政策防災課長

将来阿蘇市にとって最善で有益となるよう、時期を見て判断したいと考えています。

菅

これからの活用次第では新しく生まれ変わる地域だと思いが、市長の見解を伺いたい。

佐藤市長

遊休地処分の方向性について、しっかりと内部において検討しながら、民間資本を活用し、いかに市の利益や発展につながっていくかが一番大事だと思っています。

他に「保護者による送迎時の安全確保は」の質問がありました。



議会広報研修会に参加しました

11月5日、議会広報特別委員会は熊本県町村議会議長会主催の議会広報研修会に参加しました。県内6町村（小国町、津奈木町、あさぎり町、多良木町、五木村、球磨村）の議会広報紙を、各市町村の広報紙編集関係者がオンラインで相互に評価し合い、紙面を見易くする工夫などについて研修しました。

議会活性化特別委員会最終報告

委員長 谷崎利浩

議会活性化特別委員会において調査しました3つの課題について、その結果を報告します。

1 「議会基本条例」の議案を提出しました

議会の基本指針として「議会基本条例」を定め、市民の皆さんに公表し、議会活性化の土台とすべきとしました。(条例全文は、次ページ以降をご参照ください。)

条文の作成にあたっては、なぜ今「議会基本条例」が必要なのかを前文に記し、条文については基本的なことを規定しています。

特に「3章 市民と議会の関係」は、市民の皆さんの参加を促す内容となっています。議会は、市民参加を基礎とする市民の代表機関であること。また、市民の意見、意向、要望等の把握に積極的かつ能動的に努めることなどを定めています。

2 議会定数を削減する方向性を示しました

議論は、民主主義の体制としての二代表制の尊重、すなわち、市長の独任制に対し、議会は多様性・合議制の立場から減らすことに慎重な意見と、人口減少と行政改革を根拠とし、大幅削減を主張する意見に分かれました。

民主主義の土台となる議会における議員定数の変更については、多数決で決めることは好ましくないとの思いで意見の集約を図ってきましたが、議員全体へのアンケート調査では18人を妥当とする意見が多く、委員会では16人を妥当とする意見が多かったことなどから、意見の一致には至りませんでした。

このため、委員会としては定数を削減する方針のみを示すこととなりました。

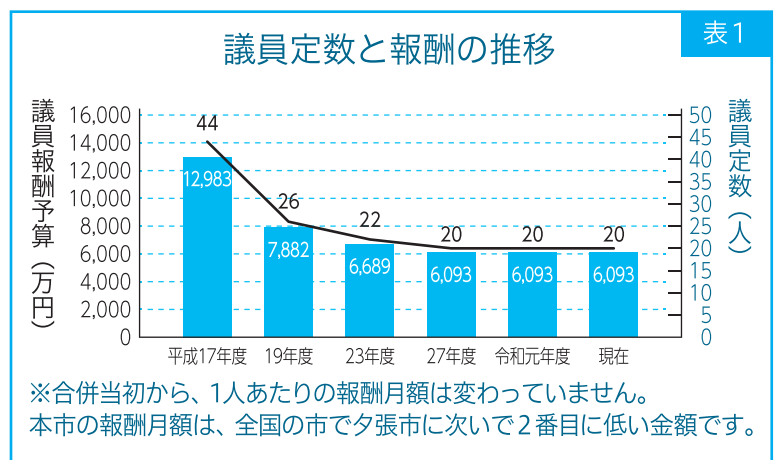


表2 議員定数 人口比 (5万人以下の市と比較)

市名	定数	人口	人口増減率	面積 (km ²)	報酬月額 (円)	報酬予算額 (千円)
菊池市	20	48,274	-4.04%	276.85	339,000	82,728
宇土市	18	36,917	-1.86%	74.30	346,900	75,842
人吉市	18	31,867	-4.86%	210.55	347,000	75,924
阿蘇市	18	25,766	-5.01%	376.25	248,500	54,966
上天草市	16	26,432	-9.68%	126.94	314,000	61,584
水俣市	16	24,033	-5.81%	163.29	306,900	59,789

表2のデータによる県内他市との比較では、人口は水俣市・上天草市とほぼ同じですが、減少率から、両市は阿蘇市より減少することが見込まれ、面積においては、阿蘇市が一番広く上天草市の約3倍となります。また、報酬月額では、阿蘇市は5万円以上低いので、18人でも報酬総額は最低額となります。

3 広報特別委員会へ提言書を出しました

広報委員会の根拠となる条文を「基本条例」に書き込み、これまで、議会申合せ事項により議会広報カレンダーを発行するだけの広報特別委員会を、広報公聴を担当できる委員会とするため、以下内容を提言しました。

(1) 議会中継システムの導入推進

- ・インターネットを活用したライブ映像や録画映像の配信。

(2) 議会広報の充実

- ・読みやすく、分かりやすい広報づくり。
- ・市民の意見や感想が反映できる紙面づくりへの工夫。

(3) ホームページの充実 (インターネットの活用)

- ・市民から見て分かりやすいホームページの作成。
- ・議会情報のデジタル化によりSNS等を活用して市民と議会の情報を共有する。

(お詫びと訂正)

議会広報「かるでら」第62号の議会活性化特別委員会中間報告(19ページ)の表「議員定数」の中で、水俣市の議員報酬予算76,729千円が59,789千円の誤り、市民一人あたりの負担額3,192円が2,488円の誤りでした。

お詫びし訂正いたします。

議会広報特別委員会

以下、制定した阿蘇市議会基本条例の条文です

前文

市民の代表として選ばれた議会と首長は、市民がそれぞれを直接選挙するという二元代表制の下、互いに対等な立場で、それぞれ自治体の代表機関を構成している。

この2つの代表機関は、ともに市民の負託に応える責任を負い、議会は多数による合議制の議決機関として、首長は独任制の執行機関として、それぞれ異なる特性を生かしながら、民意を市政に的確に反映させるため、最良の意思決定を導くという共通の使命を担っている。

また、平成12年の地方分権一括法の施行以来、地方分権及び地域主権改革の推進に伴い、負担及び自己決定責任の範囲拡大、自主自立のまちづくりが必要不可欠となり、地方自治はなお一層の自主性及び自立性を持った対応に加えて、存続及び持続性の確保が強く求められている。

このような中、議会と首長がその使命を全うするには、二元代表制の趣旨を踏まえ、互いが市民を代表した政策者として常に向き合い、その緊張関係の中で政策を磨き上げながら、自主自立かつ存続できる市政の実現を目指さなければならない。

ついで、阿蘇市議会は、議決機関であるとともに政策提言の場としての大きな役割を担い、より良い地方政治の在り方を追い求め、活発な議論を行い、更に、議会が目指す自治体の将来への展望を具現化するために、議会の役割と活動の指針を市民に対し明確にする「阿蘇市議会基本条例」をここに制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治における二元代表制の一翼を担う議会がその責任を果たすための基本的事項を定めることで、市民の負託に応え、市政の発展、市民福祉の向上及び地方分権の進展に的確に対応することを目的とする。

(議会)

第2条 議会は、市民を代表する公選の議員をもって構成される。

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会の運営における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等は、この条例と整合を図るものとする。

第2章 議会、議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、市政の公正性及び透明性を確保するため、市長その他執行機関（以下「市長等」という。）の事務事業を監視し、評価するものとする。

2 議会は、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれ、市民から信頼されるよう努めなければならない。

3 議会の申合せ事項については、現状と比較して適切か検証し、常に改善を行うよう努めなければならない。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重し、かつ、保障しなければならない。

2 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、議案の審議又は審査を行うほか、政策立案及び提言を行うよう努めなければならない。

3 議員は、市民福祉の向上を目指し活動しなければならない。

4 議員は、別に定める議会の申合せ事項を守らなければならない。

(議決の責任)

第6条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その結果について市民に説明する責任を有する。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加の促進)

第7条 議会は、市民参加を基礎とする市民の代表機関であることを強く自覚し、市民全体の福祉向上及び地域社会の活力ある発展を目指し、必要に応じて市民に訴え、市民の意見、意向、要望等の把握に積極的かつ能動的に努めるものとする。

2 議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第8条 議会は、市政に係る様々な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して分かりやすく周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう議会広報活動に努めるものとする。

(情報公開の推進)

第9条 議会は、議会に関する情報の公開を推進しなければならない。

(請願者及び陳情者の意見の聴取)

第10条 議会は、市民から出された請願及び陳情を市民による政策の提案と位置付け、必要に応じて、請願者及び陳情者の意見を聴取する機会を設ける。

第4章 議会と市長等の関係

(議会と市長等の関係の基本原則)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに

に、政策立案、政策提言を通じて市政の発展に取り組まなければならない。

(議会への説明)

第12条 議会は、市長等が提案する基本計画その他重要な施策について、十分論議するため、市長等に対して提案に至るまでの経緯、目的、総合計画との整合性、財源、費用対効果等について説明を求め、資料を請求するものとする。

2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、重点的な施策、事務事業等について、必要に応じて資料を請求するものとする。

(議決事件の追加)

第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議決事件の追加については、別に条例で定める。

(一問一答による質疑応答及び反問権)

第14条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答の方式で行うものとする。また、詳細な議事進行においては、申合せ事項として別に定める。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議会の会議及び委員会において、議員の質疑等に対し論点の整理と確認のため反問することができる。

第5章 議会機能の強化

(委員会の適切な運営)

第15条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性を活かし、市民に分かりやすい運営に努めるものとする。

(自由討議)

第16条 議員は、議会が議員による討論の場であることを踏まえ、議員相互の討議を積極的に行い、議論を尽くさなければならない。

(議案提出)

第17条 議員は、市民の代表であり、活発な議員活動を通じ、議案の提出を積極的に行うものとする。

第6章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第18条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状、課題、将来の予測などを十分勘案するとともに、市民の多種多様な意見を市政に反映できるものでなければならない。

2 議員定数については、別に条例で定める。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、議会制民主主義の安定と市民の負託に応える議員活動確保の正当な対価として定めなければならない。

2 議員報酬の改定については、阿蘇市特別職報酬等審議会条例(平成17年阿蘇市条例第43号)第1条に規定する阿蘇市特別職報酬等審議会の答申を尊重するが、議員の職務及び職責にふさわしい報酬となるよう、議会としての意見の反映に努めるものとする。

3 議長は、市長等に阿蘇市特別職報酬等審議会の開催について期限を定めて要求することができる。

4 議員報酬に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実)

第20条 議会は、議員の政策形成能力を高めるため、議員の研修及び調査研究活動の充実を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

2 議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け行動するものとする。

(議会図書室の充実)

第22条 議会は、議員の調査研究活動を支援するために設置する議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(予算の確保)

第23条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。

第8章 議員の責務及び見直し手続

(議員の責務)

第24条 議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して、市民の負託に応えなければならない。

2 議員は、その任期開始後速やかに前項に規定する条例、規則等について、研修を行うものとする。

(見直し手続)

第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、又は市民の意見や社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときには、この条例の内容について議会運営委員会において検討し、その結果に基づき見直すものとする。

2 この条例の検証及び見直しに当たっては、議会の同意を得て、特別委員会を別途、組織することができる。

第9章 補則

(具体化の推進)

第26条 議会は、この条例の目的及び理念を具体化するため、議会改革に取り組み、推進しなければならない。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

阿蘇市議会活動状況 (令和3年11月～令和4年2月)

- ◆11月15日～16日
 - ・全国過疎地域連盟定期総会 (議長出席)
- ◆11月19日
 - ・阿蘇市議会運営委員会
- ◆11月26日～12月14日
 - ・令和3年第4回阿蘇市議会定例会
 - ・阿蘇市議会全員協議会 (11月26日)
 - ・阿蘇市議会運営委員会 (12月10日)
 - ・阿蘇市議会運営委員会 (12月13日)
- ◆12月2日
 - ・市営住宅赤水西団地建設工事及び阿蘇中部地区広域農道整備工事進捗状況等視察【経済建設常任委員会】
- ◆12月21日～1月27日
 - ・議会広報特別委員会 (全5回)
- ◆1月8日
 - ・阿蘇市消防団出初式
- ◆1月9日
 - ・阿蘇市成人式
- ◆1月19日～20日
 - ・阿蘇市町村議長会総会 (市町村議会議長・議会事務局長合同会議)
- ◆1月24日
 - ・第29回熊本県市議会議員研修 (中止)



阿蘇市消防団出初式



阿蘇市成人式

どなたでも傍聴できます / 阿蘇市議会 次回開催予定

定例会	会期日程	一般質問
令和4年第1回(3月)	2月25日(金)～3月15日(火)	3月14日(月)、15日(火)

※日程の変更や、新型コロナウイルス感染症の影響により傍聴を制限する場合があります。
正式な日程は、議会運営委員会で決定次第、お知らせ端末やホームページで改めてお知らせします。

編集後記

あけましておめでとうございます。

コロナ禍において、3度目の春を迎えようとしています。全国で新型コロナウイルス感染症の第6波が爆発的な広がりを見せ、県下でも「まん延防止等重点措置」が出され、驚異的な拡大に備え、さらなる感染予防対策が求められる状況です。

そのような中、広報委員会も万全の感染予防を心掛け、編集作業をしてまいりました。ご愛読いただければ幸いです。

時節柄、皆様も感染症予防に努められ、御自愛くださいませよう
お願いいたします。

【議会広報特別委員会】

委員 田中 弘子	副委員長 菅 敏徳	委員 大倉 幸也	委員 谷崎 利浩	委員 立石 昭夫	委員 甲斐純一郎	委員 佐藤 菊男
広報委員 立石 昭夫						